

死刑囚の伝記——18世紀はじめのロンドンにおける犯罪報道

栗田和典（静岡県立大学）

はじめに

この報告では、18世紀はじめの犯罪者がどのように報道されたか、を考えたいと思います。題材は文献表の史料3、ポール・ロレイン (Paul Lorrain, d. 1719) が出版した『タイバンで処刑された死刑囚のふるまい、告白、死を前にしてのことばにかんする、ニューゲイト監獄付き牧師の談／語り／記事』です。以下ではたんにアカウントと呼びます。

オールドベイリ（現在のロンドン中央刑事裁判所）の裁判で死刑判決をうけた者は、2，3週間にニューゲイト監獄で待機したのちに処刑されました。アカウントは、収監中の説教や死刑囚の告白を掲載して処刑の翌日に発売される、準定期的な出版物です。この出版物の大義名分は、1712年にロレインが提出した議会陳情によりますと、「ひろく公衆のため」、「善人にはかれらがのぞみ、知る興味をもっていることをつたえ」、「悪人には」「悪しき人生にともなう危険と悲惨さを自覚させて」「更生させる」ものでした。いくつかの読み方のあることはロレインも想定しているのですが、小シンポジウムのテーマ「近代イギリスにおける公共圏」に多少ともひきつけますと、誕生したばかりの競争的な出版物市場にむけて、一見して権力の側にたつと思われる者が発信し、多様な犯罪者を一つのプロットにまとめあげようとしたたテキストが、批評をうけ、あるいは読者によって横領されて、意図とは異なる機能をおびたことを指摘したいと思います。

18世紀はじめのロレインのアカウントがおかれていた状況について2点を確認しておきます。第一に、1695年、出版法／特許検閲法が廃止され、議会権限による事前検閲制度とギルドによる営業独占がなくなりました。18世紀の初年には、書籍商カンパニに所属しない業者（ただし、印刷、出版、書籍販売は未分化の状態にある）でも出版ができるようになり、また、原稿を確保するために著者の範囲が拡大します。ジャック・シェパード (John/Jack Sheppard, d. 1724) のような徒弟あがりの死刑囚までもが著者になりえたのです。アカウントも「市場にむけてつくられ、市場を媒介として供給される情報」として、犯罪者または死刑囚をつたえる唯一の独占的な存在ではなく、読者に選択される情報となっていました。

もう一つはやや特殊で、アカウントとその著者にかかわるものです。アカウントの著者、ニューゲイト監獄付き牧師／教誨師は、イングランド国教会の聖職者であり、シティの参事会が任命されました。ロレインの任命は1700年末のことでしたが、前任者アレン (John Allen) がやめた事情は、かれが執行猶予や恩赦の獲得を約束し、囚人から金銭をだましとったかどで起訴され、さらには、「タイバンで処刑されたそれぞれの犯罪者の告白と称するものを印刷・出

版するにあたり、いくつものうそをついた」と非難され、参事会によって罷免した、というものです。就任当初、ロレインは販売競争のなかでアカウントへの信頼をとりもどさねばならない状況におかれていました。

結果からみますと、販売面でロレインは成功したといえるでしょう。たとえば、ややあとの1720年代なかば、アカウントは一度の出版で25ポンドとも、年間100~200ポンドともいわれる収益を牧師にもたらしています。ちなみに、収益のみから頒布数を計算しますと、価格が2~3ペンスであったことから、単純計算で（ $£25 \times 240 \div 3 =$ ）2,000部になります。1712年ころの定期刊行物をみれば、最大の部数をほこった官報『ロンドン・ガゼット』で6,000~8,000部ですから、2,000部という数字はむしろ十分に大きいと思われまます。

アカウントの構成もロレインは確立しました。かれ以降のアカウントは、裁判の概要、牧師の説教、犯行の内容と死刑囚の略歴、特記事項、処刑場、という5部からなります。ただし、構成といってもその各部をみると、形式も文体も、そして字体／フォントも統一されていません。まず裁判の概要は、場所と日付、数字だけをかえればよい定型表現です。つづいて、しばしばアカウントのスペースの半分以上を占め、各部のなかでもっとも長い〔そしておそらくもっとも退屈な部分、日曜日の午前と午後の2回、死刑囚をはじめとする囚人と会衆を前にしてニューゲイト監獄の礼拝堂でおこなわれた〕牧師の説教がきます。【「まがい物」と思われる版では、説教が省略されるものがある。】ここでは、聖書の引用と箇条書きが特徴でした。第3の部分で死刑囚の略歴が語られますが、かならず氏名から書きはじめられ、直接話法、間接話法が多くもちいられ、その部分を斜体で強調します。第4部は、手紙であったり、代筆屋の書いた「死を前にしてのことば」であったりしますので、もともと統一的な形式はありません。最後は「処刑の場で (at the Place of Execution)」おきたできごとであり、その順番と内容はほぼ固定され、かりに死刑囚の名前がなければ、各号のちがいを見いだすのは困難です。

アカウント各部のあいだの形式的な不統一にくわえて、アカウントの現物は活字も小さく、見やすいとはいいがたいです。この出版物は“とぼし読み”されたのではないのでしょうか。【もちろん、固有名詞や引用の部分をイタリック体にするのは出版物一般にみられるルールであったが、ことアカウントではその視覚的効果が大きい。それは、現代の新聞を小見出しにしたがって流し読みするのももつうじる。】構成の不統一ととぼし読みの可能性は、死刑判決、牧師の説教・教戒、各死刑囚の犯歴と贖罪、そして悔悛と処刑という物語の流れを遮断してしまいます。しかし、ロレインはこの構成を変えませんでした。

「市場を媒介として供給された情報」であったアカウントは、ほかの出版物で批判、論議の対象になりました。批判は二つに大別でき、一つはそれが利益の大きな副業であることから生じるもの、もう一つはアカウントの情報の信頼性にかかわるものですが、出版物の中身にかん

する後者のほうを、以下ではとりあげます。

デフォーの作とされる1717年の小冊子は、スリの若者にせまって、安息日破り、大酒飲み、女遊びのいずれかの罪をみとめさせようとしたができなかった監獄付き牧師に、「おまえみたいに強情な悪たれが、わたしの書き物の売れゆきを台無しにするのだ」と語らせました。あるいは、『タトラ』63号(1709年)は、悔悛した死刑囚は「ロレインの聖人」として描かれるが、くたばらない奴(dying hard)は無益も同然にされる、と評しています。市場のライヴァルは、われこそが「真正の(true)」「忠実な(faithful)」「完全無欠の(whole and complete)」であると、その出版タイトルにつけました。パターン化した叙述にむけられた揶揄、誰にも判定しがたい真正さの主張／自任、それによってアカウントの語りの正確さ、本当らしさ、信ぴょう性が問題となってきます。【これは、じつは現代の歴史研究者にも悩ましい問題である。研究史のなかでアカウントは、フィクションとも正確な事実の反映とも決定づけられない位置にある。一種の民衆文学とみなせば、いわば、デフォー『モル・フランダーズ』の簡素版といえようが、こうした見方はアカウントをあくまでフィクションとみなして、その史料価値を評価しない傾向をもつ。対照的に、地名や日付、人名とその職業の一致などかなり詳細な記述がふくまれていることを重視して、現実の正確な反映とみる立場もある。あるいは、フィクションであるがゆえに外在的な事実の叙述ではないが、「態度」や「内的／情緒的／精神的な事実」を提供していると考えるアプローチもあろう。ラインボー(Peter Linebaugh)のような研究者は、徒弟記録、教区簿冊、裁判記録との照合によって、労働貧民の世界をアカウントから再構成した。】これらにたいしてロレインは、自分のアカウントなかで、

「『まがい物』を勝手に出版するなかには、処刑される悪人についてのアカウントを提供するとふれこむ者もいるが、そうした文書は足りない点や正しくないところが多く、ときには悪人の名前や犯行内容さえまちがっていたり、死刑の待機中や処刑の瞬間にはっきりと目にするありさまもまったく誤ってつたえている。……ただ一つの本物のアカウントは……処刑の翌日の朝8時ころに出版されるもので、……死刑囚にあたえられた数回の説教の眼目が掲載され、……監獄付き牧師の氏名と最下行に出版業者の名前がくるものである。」(e.g. 1707年5月2日版。ほかに、1704年6月21日版、1704年9月22日版、10月25日版、1705年5月4日版、1708年10月27日版)

と断言し、事実を報じる実録としてのアカウントを強調した。では、ロレインの信ぴょう性は個々の犯罪者の伝記においてどのように担保されるのでしょうか。

ロレインの出版したアカウントに記載された死刑囚について概観すると、スライドのようになります。【これまでロレインの署名のある61のアカウントを確認した。総人数は男171名、女37名の計208名、年齢は16歳から70歳まで、その単純平均値は28歳、最頻値(モード)は22歳、

中央値（メジアン）は26歳である。近世イングランドにおける平均的な初婚年齢、あるいは年季明け前後の年齢層に厚みがみられる。出身地のわかる192名のうち、ロンドンとその近郊が80名、イングランド国内が84名、その他のイギリス諸島内が17名、大陸ヨーロッパが11名であり、地方出身者が首都ロンドンで犯行におよんだケースが過半数をしめる。死刑判決をうけた違法行為は、謀殺罪などの対人犯罪と万引き、スリ、夜盗などの対物犯罪に大別して、前者が49件、後者が153件である。ただし、殺人や強姦（47歳の男が7歳の女兒にたいしておかした行為であった）と夜盗や幹線道路での追いはぎ行為、暴行ともなう窃盗行為＝強盗を暴力犯罪とすると162件を占め、一般の所有権犯罪の40件の4倍強となる。】アカウントに死刑囚を掲載するさいの選択基準はなく、おそらく、処刑された死刑囚は全員が掲載されたと思われます。【1710年、11年、12年末に出版されたアカウントには年度別の死刑判決数、執行猶予数、処刑者数の表があり、たとえばロレインの任命後の5年間（1701-1705）の処刑者数は69名にのぼるが、この期間で確認できた12点のアカウントには半数以下の計30名しか掲載されていない。だが、アカウントの冒頭におかれた裁判の概要に記した処刑者数と、第3部で書かれる死刑囚の略歴の数に異同がある例は、処刑場で執行猶予のつたえられた1点をのぞいて存在しないので、これは選択の結果でなく、史料の喪失であろう。】しかし、揶揄にあったとおり、それだけの数の死刑囚の人生が多様かつ個別にえがかれてはいません。氏名、罪科、年齢、職業は『オールドベイリ裁判録』と照合してほぼ正確ですが、それにつづく略歴には、「色好き（lewd liver）」、「冒瀆（profane）」、「安息日破り（Sabbath Breaking）」、「飲酒（Drinking）」のセットと、「ワル仲間（ill/bad Company）」という表現がくり返し、まったく別人のアカウントにあらわれるのです。

【「両親に反抗的で、ほかの人たちにも悪さをはたらき、……前妻にはきわめて薄情であった」リチャド・ダヴは、「ほかの女たちと姦通をはたらいた」。【その結果、性病を患ってもある。】やがて徒弟奉公していた義父から銀の板を盗み、姦通したメイドと組んで貨幣を偽造し、大逆罪に処された（1709年5月18日版）。】「いつどこでとどまるべきかがわからな」いままに行為はエスカレートしてゆき、「ついには哀れな、恥ずべき死をもって人生をおえる」（1710年12月15日版）。「ワル仲間」の存在は【国王恩赦嘆願状のいまわしにも登場する。】地方からロンドンにでてきた男女について語られる。【トーマス・シャープはイングランド西部、ヘンリ・ノリスはランカシャ州の出身であったが、ロンドンにでてきて「いまの時代にひろく流行する悪習におぼれ」、「ワル仲間と知りあって罪と破滅の道へとひきこまれた」（1704年9月22日版、1710年12月15日版）。】しかし、この「ワル仲間」はどこの誰ともあかされない。日々の暮らしのなかのわずかな逸脱をあらわすことばに、道を誤るきっかけとなる事件や誘惑者の存在が肉づけされ、死刑囚の物語がつむぎだされてゆきます。ですがこれは、かならずしもアカウントの信ぴょう性をそこねたとはいえません。

17世紀末から18世紀はじめにかけてのロンドンは、王政復古以降の年間8,000名にのぼる地方からの人口流入、九年戦争からの大量の復員兵を経験し、強盗と追いはぎ行為の増加が憂慮されていました。【「蔓延してゆくこうした悪へ歯止めをかけるのに大きな望みを託せるのは、じっさいのところ、全面的な矯正・改心 (General Reformation) である」と『絞首刑は人殺し、追いはぎ、押しこみ強盗に必要十分な刑罰ではない』の著者は断言した。】この発想とおなじく、ロレインのアカウントは、道徳上の罪 (immorality) を刑事犯罪 (crime) と直結させ、田舎からできてきた若い無垢な男女が都会で墮落し、モラルの腐敗の結果として犯罪が生じるといふ筋書きをとっています。若い徒弟のいる親方は、警告とうけとめたかもしれません。同時代の人びとが充分に予期できる破滅への常道、現実の解釈の仕方にそって書くことにより、アカウントの語りはむしろ信ぴょう性を増したのではないのでしょうか。

ただし、この筋書きはなめらかな語りになっていません。構成の不統一にくわえ、特殊性、詳細さ、つまり、アカウントが実録であろうとしたことじたいが、語りを混乱させてしまうのです。たとえば、死刑を執行猶予されて恩赦をうけた前歴はほぼかならず記述されましたが、モラルの腐敗がおしとどめられないことを示すと同時に、当局の判断のあやまりがくり返し語られてしまうからです。

それでもなお、ロレインは詳細さにこだわります。「まがい物」を非難した文中で言及した、死刑囚の氏名と犯行現場や日付、被害者の氏名、説教で聖書から引用した部分、死刑待機中のふるまいや会話、処刑直前の演説、出版業者の氏名と住所などの情報を斜字体で強調しました。これらは、監獄付き牧師しか知りえない情報、もっともくわしく知っている情報です。【たとえば、監獄付き牧師や印刷業者の名前ではほとんど意味をなさない。いずれも活字なので、いくらでも偽造が可能である。死刑囚の名前、犯行もニューゲイト監獄は昼間に出入り可能であるから、誰でもその気になれば直接・間接に確認できるし、捏造も可能である。氏名、年齢、現住所、死刑判決をうけた違法行為の情報は『オールドベイリ裁判録』で出版されたので、同時代の人も真贋を確認できたはずであるけれど、初歩的な史料批判をおこなう者がどれだけいたか、わからない。処刑前に出版されたり、「刑場で本人から手渡された」と称する「本物の」偽アカウントに対抗する効果を単独では期待できないであろう。】告白をもとめるかれにたいして死刑囚がまったくの拒否をつらぬいたばあい、「頑迷固陋 (obstinate)」というきまり文句をつかいつつも、本人のみとめるかぎりの前科を記したり、黙秘や否認をつづけていれば、その状態を打開するためにロレインが語りかけたことばとそれへの死刑囚の反応／拒否を書いています。つまり、何を否定し、何をみとめたかを記事にしたのです。時代錯誤の可能性を承知でいわせていただければ、これは報道の客観性原則をふまえた記述ではないのでしょうか。

ロレインの奥の手は、死刑囚の告白に現実の効果をもたせることでした。1704年9月11日版の末尾には、告白を拒否したダン (William Dunn) の手紙が添付されましたが、現金250ポンド

をはじめとする盗品が記され、その詳細を知りたい者はニューゲイトにくるようにもとめています (cf. 1713年4月30日: 処理にこまった盗品の情報書類をロレインが預かった; 1714年12月23日版)。1709年6月24日版は、裁判にかけられた以外の犯行について、被害者の職業、名前、住所を告白させ、共犯者の名前も明示した。ロレインは、裁判の宣誓証言を引用したり、12件もの過去の罪状について調査した上で告白をせまっています (1713年9月25日版、1715年2月2日版)。故買屋の名前を告白させたアカウントもある (1704年10月25日版)。誰が加害者であったかは関心の高い情報であったようで、処刑場で死刑囚に被害者が直接にたずねることもありました (1719年2月13日)。現実の効果を成立させるためにも、語りは正確でなければなりませんでした。

『ニューゲイト監獄付き牧師の語り／記事』と題された出版物のなかで、犯罪と犯罪者は悔悛をもとめてはじまる牧師の説教と対話にそってえがかれるはずでした。死刑囚に自分のモラルの墮落と行為の非をみとめさせ、そのあがないとして自分の生命をあて、自分の死を「警告とうけとめよ」と宣言させることは、聖俗のさばきを正当化する権力の語りです。しかし、同時にアカウントは、自由度を増した市場で「まがい物」と対抗するために、「本物／真正」であることを証明しようしました。詳細な描写をもとめれば、それだけアカウントは、公共の秩序に違犯した者をふたたび秩序づける単純な没落と贖罪・悔悛のプロットを維持できなくなります。公衆にむけられた権力の語りは、みずから発した 'true Account' というレトリックの虜となっていた、といえましょう。あるいは、ジム・シャープが死刑囚の辞世の弁から論じた国家のマインドコントロールと、トマス・ラーカが図像解釈を主に主張した民衆のカーニヴァル、この二つにとどまらない犯罪／死刑囚、それに公開処刑の描き方、